みどりみらい 2nd SEASON ぐんじとしのりの議会報告

2005/09/23 Vol. 68 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX 45-8362 E-MAIL ID / mmirai@kitemachi.com

印西市議会/平成17年第3回定例会報告(1)

いつもお世話になっております。印西市議会第3回定例会(9月議会)は、10月14日(金)までの会期にて行われ、現在休会中です。今回は、9月議会での私からの一般質問、市執行部からの回答を中心にご報告していきたいと思います。

9/12 (月曜日)に、代表質問に立ちました。

以下、市当局の回答です。

1. 印西市のまちづくりについて

千葉ニュータウン中央駅前では、南口旧ダイエー跡地にパチンコ屋やゲームセンターの進出を住民が知らないうちに許し、住民の苦情が起こったとともに、街の景観を品のないものにしている。それにもかかわらず、印西市当局は何ら対策を講じず、再びその東側にパチンコ屋の出店を許そうとしている。千葉ニュータウンの表玄関である駅前にパチンコ屋が2軒も並ぶというのはまちづくりについての理念が全くないに等しいと考える。

(1)土地基本法は、土地についての基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の土地についての基本理念に係る責務を明らかにするとともに、土地に関する施策の基本となる事項を定めることにより、適正な土地利用の確保を図りつつ正常な需給関係と適正な地価の形成を図るための土地対策を総合的に推進し、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。また同法では、土地について「公共の福祉優先」や「適正な利用及び計画に従った利用」を掲げている。しかし、印西市では同法に対する理解が全くされていず、「土地についての基本理念」に則った土地利用施策に関する施策を総合的に策定すること及び実施する責務を怠っている。また、土地についての基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならないとされているにも関わらず、印西市では何ら啓発活動が行われていない。

南口「パチンコ屋進出予定地について」

- 今回の問題となっている土地は、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて 適正に利用されるものと考えるか。
- また、今回の進出計画は、適正かつ合理的な土地利用を図るため策定された土地利用に関する計画に従って利用されたものと考えるか。

(回答/市長) 「土地基本法」は、土地利用に関する法律の上位法としての性格を有し、土地に関する基本理念や施策展開の方向性が定められたものであり、直接に国民の権利義務に影響を及ぼすようなものについては、都市計画法等の個別の法律により、執行されるものと認識しております。 当 千葉ニュータウン事業は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すると共に、適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図れることを基本理念とした「都市計画法」と、健全な住宅市街地の開発及び住宅に困窮する国民のための居住環境の良好な住宅地の大規模な供給を図り、国民生活の安定に寄与することを目的とした「新住宅市街地開発法」による規制がなされており、土地利用もこれらの基本的な考え方に基づき計画されております。

ニュータウン区域にも指定されております都市計画法による「用途地域」、「地区計画」などは、土地基本法の基本理念にのっとり国及び地方公共団体が実施する土地政策の一つとして挙げられるものでございまして、土地基本法の基本理念に基づいた土地利用を実現するものでございます。

従いまして、当該パチンコ店の進出が新住事業者によるものではなく、私有地における個人的な開発であるとしても、その土地利用が都市計画法の用途地域や新住宅市街地開発法の土地利用計画と整合が図られている以上、法的には適正な土地利用がなされていると認識しております。

(ぐんじとしのりより市民のみなさまへ / まちづくりとは何か?)

今回、「土地基本法」を引き合いに出したのは、<u>「土地基本法」が土地利用に関する法律の上位法としての</u>性格を有し、土地に関する基本理念や施策展開の方向性が定められたものだからです。

ここまでの認識は印西市でもあるようですが、「土地基本法」は都市計画法等の個別の法律により、執行されるものと認識することは法解釈上は正しいかもしれませんが、まちづくりの理念は、「都市計画法」には記載されていません。期待されるべきは以下に掲げるような条例の制定ではないのでしょうか? (横須賀市の条例をご紹介します。同様の条例は「掛川市」でも制定されています。)

横須賀市/土地利用基本条例

(目的) 第1条 この条例は、土地利用の理念及び基本原則、土地利用の調整に係る基本方針並びに住民参加の原則その他本市における土地利用に関する基本事項を定めるとともに、この条例のもとに制定される土地利用に関する個別条例との連携を図ることにより、本市にふさわしい土地利用の適正化を図り、もって秩序と魅力あるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(土地利用基本条例における土地利用の基本原則) 第3条

- イ、 <u>本市の土地利用の多くを占める住宅地及びその周辺においては、平穏な市民生活に影響を</u> <u>及ぼさないよう、次に掲げる本市の地域的特性を十分に踏まえた最大限の配慮を行わなければ</u> ならない。(以下...略)
- ロ、 <u>中心市街地及びこれに準ずる地域においては、都市活動の活性化及び都市機能の増進を</u> 図るため、土地の有効活用に努めるものとする。この場合において、周辺市街地環境との 調和に配慮し、秩序あるまちづくりを念頭に置いて行なうものとする。
- 八、<u>周辺の環境に著しい変化をもたらす工場跡地等の土地利用転換は、周辺の土地利用と</u> 整合性のとれた内容とするよう配慮しなければならない。
- 二、 <u>市街化調整区域内における土地利用は、豊かな自然環境の維持及び保全並びに農林漁業と</u> の調和を図らなければならない。

北総線の通学定期券購入について ~ なぜ6ヶ月定期が買えないの?

広報「いんざい」9月15日号に記載されていた標記の件(10月2日以降、6ヶ月間の割引定期券の購入ができない)について、多くの方からお問い合わせをいただいておりますので、ご説明を申しあげます。

<u>(理由) 印西市議会では本年度予算により今年1年分の補助金のみ計上しているため。</u>

- = 当初予算案では、印西市長をはじめとする市の執行部が市民との約束の意味で5年間の時限を設けて、債務の履行を約束するといった「債務負担行為」を提案しましたが議員の賛同を得られませんでした。
- * 白井市他 自治体では5年間の時限を設けた「債務負担行為」で補助金を出すことを 本年度予算により決定しています。

(解説) 北総線 地域限定通学定期企画乗車券(通学定期券)」への補助については、千葉ニュータウン地区に住む市民への援助と北総線沿線の2市2村が共同歩調をとり、北総鉄道に対して「運賃の適正化」に向けての圧力をかけることが目的だったものと私は考えております。しかし、5年間の枠組みで補助金を出そうとする当初予算案(「債務負担行為」として計上)において、反対者の一部から公平性の観点から言ってJR成田線やバス通学者に対する補助金も出すべきではないかとの声がでていました。私はこの案件には全面的に賛成し、執行部予算を踏襲する形での原案採決を望みましたが、結果として「債務負担行為」を外した形での採決が行われました。市民の代表である議員の賛同を得られずに、このようなかたちで訂正案がでてくるのは私は非常に残念でしたが、力及ばず苦渋の選択で3月議会で賛成することにした経緯があります。

お詫び / 電子メールの不通について

8月よりサーバーを変更したため、アドレスが一時不通になっていました。(8月20日頃~)現在、業者と打合せ、復旧作業を行っております。皆様には大変ご迷惑をお掛けしていることを深くお詫び申しあげます。

いつもご声援、ご支援ありがとうございます。この紙面へのご意見に限らず、市政全般へのご提言、ご批判、 皆様からのご相談はいつでも承ります。あるべき市政の姿を求めて皆様と手を携えていきたいと思います。 よろしくお願い致します。 ぐんじとしのり